

教育医学「投稿規程」

（投稿資格）

本誌への投稿資格について、筆頭著者は日本教育医学会会員とするが、筆頭著者以外は会員・非会員を問わないものとする。ただし、編集委員会が必要と認めた場合には、会員以外にも投稿を依頼することができる。

（論文の種類）

1. 論文の種類は、総説（Review）、原著（Original article）、資料（Research note）、短報（Short communication）、研究報告（Research report）、その他（Others）とする。
2. 総説は、教育医学に関する研究動向を包括的な視点から論じたものとする。
3. 原著は、独創的かつ新規性に富んだ未投稿の研究論文とし、論証と体裁の完成度が高い論文とする。
4. 資料は、適切な実測および調査に基づき、将来的に研究に有用な資料となるものであり、原著ほどの完成度を要求しないものとする。
5. 短報は、独創的かつ新規性のある研究を手短にまとめたものとする。ただし、短報は、本文全体で刷り上がり6頁程度、図表（写真含む）は4点程度とする。
6. 研究報告は、教育医学の立場からみた実践報告、新たな手法等の結果をまとめたもの、または、研究会等で発表した内容をまとめたものとする。
7. その他は、特集または連載等の編集委員会での必要性を認めたものとする。

（論文の採否と掲載）

1. 総説、原著、資料、短報は査読を行う。
2. 論文の採否、種類、掲載巻号は、査読者の評価を参考にし、編集委員会において決定する。
3. 審査過程で編集委員会より訂正を求められた論文を再提出する際には、査読者への「修正対応表（回答コメント）」を作成する。その際、ページ数や行番号などを用い、個々の指摘に対して訂正・対応箇所を明示する。
4. 審査過程で編集委員会より訂正を求められた論文は2か月以内に再提出することとし、この期限内に再提出されないときは原則として投稿を取り下げたものとする。
5. 掲載が受理された論文の内容変更や取り下げは原則的に行うことができない。編集委員会は、二重投稿、アイデアやデータの盗用、データの改ざんや捏造などの不正を発見した場合は、掲載を取り消すことができる。

（用紙ならびに原稿規定）

1. 用紙は原則としてA4サイズ縦置き横書きとする。
2. 投稿論文は原則として文書作成ソフトWordにより作成した原稿とする。上下左右に3cmの余白をとり、フォントの大きさは10.5ポイントとする。
3. 和文原稿の場合には字数40字×40行とし、英文原稿の場合にはダブルスペース印字とする。
4. 投稿原稿には各頁の下中央に通し番号、左側余白部に行番号（頁ごとに振り直す）を付す。
5. 総説、原著、資料、短報の投稿原稿には300語以内の英文抄録を付ける。また、同種の英文原稿には400字以内の和文抄録を付ける。英文原稿及び英文抄録は原則としてネイティブチェック（英文校閲）を受けたものを投稿することとする。
6. 本文の見出し番号の大項目より小項目への順序は次の通りとする。I, II, …, 1., 2., …, 1), 2), …, (1), (2), …

7. 投稿に際しては、表紙、本文、文献表、図表（写真含む）の順に全てを含めた本文原稿1編（オリジナルファイル）と執筆者情報（執筆者名、所属、連絡先、謝辞など）を削除したコピー1編（査読用ファイル）を Word 及び PDF で作成し、電子メールに添付して送付する。
8. 投稿原稿が編集委員会に到着した日をもって受付日とし、受理日とともに誌上に明記する。ただし、投稿原稿の体裁に不備がある場合は執筆者に再提出を求め、その体裁が適切と判断された時点を受付日とする。
9. 論文受理決定後に提出する最終原稿と図表（写真含む）は、Word 等の編集可能なファイルを電子メールに添付して送付する。

（執筆規定）

1. 表紙：論文の表紙には表題、希望する論文の種類、執筆者名、所属（住所含）および代表者の連絡先（氏名、住所、電話番号、電子メール）とその英訳を記入する。
2. キーワード：総説、原著、資料、短報は5個以内の日本語と英語のキーワードを付ける。ただし、英文原稿の場合は英語のみとする。
3. 句読点は「,」「.」とする。
4. 書体、数字、単位：書体は楷書、横書き、新仮名づかいとする。数字はアラビア数字とし、単位は（例）mm, cm, km, ml, l, sec, °C等とする。
5. 図表（写真含む）：図表は一つずつ別紙に作成して原稿の最後に掲載し、挿入個所を本文中に朱書きで指定する。図表の説明は和文または英文とする。論文受理決定後に提出する最終原稿に添付する図表はモノクローム印刷に耐え得る鮮明な元原稿（元データ）とする。カラー印刷を希望する場合も同様とする。
6. 文献：文献はアルファベット順に整理して本文の最後に一括し、次の形式とする。欧文文献の著者名は姓を先に、名（頭文字のみ）を後に書き、最後の著者の前に and を入れる。引用が WEB サイト（URL）の場合、国、地方公共団体、独立行政法人のような「公的機関」の場合は文献として認めるが、株式会社のような「営利団体」の場合は原則として認めない。財団法人、NPO 法人などの「公益法人」の場合は、執筆者の判断とする。本文中への文献の記載は文献番号を文中の適切な個所に半角上付き文字（片括弧閉）で表記する。
 - 1) 雑誌：著者名（西暦発行年）表題、雑誌名、巻（号）、頁一頁。
（例）1）山田一郎，田中次郎，中山三郎（1991）〇〇〇の研究，教育医学，36(4)，234-241。
2）Yamada I, Tanaka J and Nakayama S (1991) Study of 〇〇〇, J Educ Health Sci Med, 36(4), 234-246.
 - 2) 著書：著者名（西暦発行年）論題、「書名」（編著者名）、頁一頁、発行所、発行地。
（例）1）山田一郎（1991）「〇〇〇の研究」，234-243，名古屋出版，岐阜。
2）山田一郎（1991）教育医学の歴史，「〇〇〇の研究」（山田次郎編），234-243，名古屋出版，岐阜。
 - 3) 訳本：著者名（西暦発行年）書名（訳者名）、頁一頁、発行所、発行地。
（例）Napoleon W (1977)「幼児の運動」（友成久徳訳），31-46，ベースボール・マガジン社，東京。
 - 4) WEB サイト：著者名（発行年）WEB サイトの題目，URL，閲覧日。
（例）文部科学省（2015）平成 26 年度体力・運動能力調査結果の概要及び報告書について，
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa04/tairyoku/kekka/k_detail/1362690.htm.
2016 年 6 月 30 日閲覧
 - 5) 本文への文献番号の記載例
（例）…知られている¹⁾。…報告されている^{2,3,4)}。山田ら⁵⁾は…

(掲載料金)

1. 掲載料金は、本文、図表を含めて刷り上り 1 頁 4,000 円とし、執筆者が負担する。ただし、図表、写真などでカラー印刷を要した時には実費を執筆者が負担する。
2. 本会依頼原稿は学会負担とする。

(別刷)

1. 別刷を必要とする場合、必要部数を 50 部単位で初稿原稿の表紙上方に朱書して申し込む。
2. 別刷の費用はすべて申し込み者負担とする。ただし、本会依頼原稿の別刷は、50 冊に限り学会負担とする。

(校正)

1. 校正は原則として初校に限り執筆者が行う。
2. 執筆者が修正できるのは誤字・脱字のみとし、内容の修正はできないものとする。
3. 再校以降の校正は編集委員会で行う。

(著作権)

1. 掲載論文の著作権は本会に帰属する。
2. 論文を転載する場合には本会の許可を得る必要がある。ただし、執筆者が自分の論文の全文または一部を利用する場合、原則的に妨げることはしない。
3. 掲載論文の一部もしくは全部を本会のホームページ上で公開することがある。
4. 本誌に掲載された論文が第三者の著作権を侵害する場合には、執筆者がその責任を負うものとする。

(倫理)

1. ヒトを対象とした研究は、ヘルシンキ宣言の趣旨に準拠して倫理的配慮のもとに実施するものとする。
2. 疫学研究や臨床研究は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(文部科学省・厚生労働省)」(2014年12月22日)に準拠するものとする。
3. 個人情報の取得は、原則として、直接本人の承諾した利用目的の範囲に限り行うことができる。取得した個人情報は、法令に基づくものを除き、本人の事前の承諾なしに第三者に提供してはならない。個人情報の管理にあたっては、常に正確な情報を維持し、本人又は代理人からの開示、訂正、利用停止等の請求があった場合には可能なかぎり迅速に対応する。
4. 医学研究など研究内容によって関係機関の倫理審査委員会の承認書及び被験者の同意書(原文)の提出を求めることがある。
5. 全ての投稿論文は、本研究内容に関する原稿の末尾(謝辞の後および引用文献の前)に利益相反に関する記載を必要とする。また、開示すべき利益相反状態が無い場合もその旨を記載する必要がある。

(原稿送付先と連絡先)

〒501-1193 岐阜市柳戸 1 番 1 岐阜大学教育学部保健体育講座内

日本教育医学会事務局 宛

T e l < 0 5 8 > 2 9 3 - 2 2 8 5

e-mail : hkubota@gifu-u.ac.jp

＜附則＞

1. 本規定は総会の決議により改廃することができる。
2. 本規定は昭和59年9月1日より発行する。
3. 本規定は昭和63年8月5日に改訂。
4. 本規定は平成3年8月2日に改訂。
5. 本規定は平成7年8月5日に改訂。
6. 本規定は平成16年8月7日に改訂。
7. 本規定は平成19年8月4日に改訂。
8. 本規程は平成20年8月8日に改訂。
9. 本規程は平成22年8月7日に改訂。
10. 本規程は平成26年8月18日に改訂。
11. 本規程は平成27年8月22日に改訂。
12. 本規程は平成28年8月18日に改訂。